

公益社団法人日本カヌー連盟への登録についてQ & A

京都府カヌー協会

このたびの「SUP2023 ジャパンオープン兼海外派遣選手選考会」に参加するためには、公益社団法人日本カヌー連盟（以下 JCF という）への登録が必要です。

Q：JCF の登録ってどうやって登録するの？

A：JCF の登録は、各都道府県カヌー協会に登録することで「日本カヌー連盟登録者」となります。

Q：どの都道府県に登録しても良いの？

A：はい。国体など登録地条件がある場合を除き、どこの都道府県でも受け付けています。

ただし、都道府県によって事業内容や登録料が異なります。

Q：登録するためには、誰に連絡を取れば良いの？

A：JCF のホームページに各都道府県の窓口連絡先が掲載されています。

また、今回の大会については、希望者には京都府カヌー協会も総括窓口として手続きを請け負っています。

[加盟団体名簿 | JCF 公益社団法人日本カヌー連盟 \(canoe.or.jp\)](#) **※外部リンク①**

Q：登録料には、何かランクや種類がありますか？

A：登録には、**A 登録**と **B 登録**があります。

A 登録は3, 000円+各都道府県協会への登録料（各県によって異なります）

B 登録は1, 000円+各都道府県協会への登録料（各県によって異なります）

A 登録は、日本カヌー連盟の公認で海外派遣を狙う人や A 登録選手しか出場出来ない全国大会や公式記録会 などに出場する人などが登録します。スプリント競技やスラローム競技などで全日本選手権や国体に出場したい人は全員 A 登録をしています。また海外の大会に出たい人も A 登録をしています。

B 登録は、愛好者や海外などの大会を狙わない、その大会だけに出たい、B 登録者も出場可能な大会だけに 出るという人は B 登録をしています。

Q：各都道府県協会の登録は、必ずしなければならないのでしょうか？

A：はい。JCF の登録は、必ず都道府県協会を通して登録することになっています。

Q：エントリーの際に、連盟登録を申込みことはできますか？

A：開催地である、京都府カヌー協会への連盟登録をすることができます。

他の都道府県へ登録の場合は、各窓口にお問い合わせください。

詳しくは、別紙（開催地 京都府カヌー協会からのお知らせ）をご覧ください。

【開催地 京都府カヌー協会からのお知らせ】

京都府カヌー協会に登録される方のお手伝いをいたします！

1. 京都府カヌー協会への登録

(1) 登録費：京都府カヌー協会の都道府県登録費は、1,000 円です。したがって、

日本カヌー連盟の A 登録の方は 3,000 円 (JCF 分) + 1,000 円(京都府分) = 4,000 円

B 登録の方は 1,000 円 (JCF 分) + 1,000 円(京都府分) = 2,000 円

なお京都府カヌー協会では、登録者の方に対して京都府カヌー協会主催大会出場時には、割引があります。

(2) 登録方法について

1) 大会エントリー時に連盟登録を申込みされる場合。

大会エントリーと同時に、フォーム内にある、「日本カヌー連盟 賛助会員 A 登録」、「日本カヌー連盟 賛助会員 B 登録」からお申込み下さい。

なお、エントリー後に連盟登録をすることが、出来ません。

必ず、エントリーと同時に申込み下さい。

2) 事前に京都府カヌー協会へ連盟登録を申込みされる場合。

登録の方法は、所定の登録用紙に記入の上、下記へ送ってください。

登録用紙に必要な事項を記入し、写真を取り、メールで送ることもできます。

また、登録料を下記の振込先に振込んでください。

送り先 ①郵送の場合 京丹後市橋爪 69 丹後緑風高校 小西鉄也 気付

②写真、PDF、添付などで e-mail の場合 canoe.kyoto@gmail.com

振込先 京都銀行 府庁出張所 (店番 1 0 2)

普通 口座番号 3 1 8 7 9 1 2

京都府カヌー協会 登録 坂東美紀

(キョウトフカヌーキョウカイ トウロク バンドウミキ)

(3) 団体として一括で振込、登録していただけますので、できる限り取りまとめて登録してください。

2. 京都府以外の都道府県に登録される方は、それぞれの県協会にお問い合わせください。

3. 登録の有効期限は、令和 5 年度末までです。

4. 入退会に関する詳細は公益社団法人日本カヌー連盟 入会・退会に関する諸規程 (下記の URL) にて御確認ください。確認ください。

[nyutaikai_kitei.pdf - Google ドライブ](#) **※外部リンク②**

【参考】

(会員の種別)

第 2 条 本連盟の会員は、『定款』第 2 章第 8 条に規程されたものとする。

2. 本会員のうち賛助会員は、賛助会員 A と賛助会員 B に種別される。

3. 賛助会員 A は、各都道府県協会のカヌー競技を目指す選手及び役員、指導員、審判員等、この法人の目的に賛同し事業の執行に協力するものとする。

4. 賛助会員 B は、生涯スポーツとしてカヌーに親しむカヌー愛好者と日本選手権に出場しない中学生以下を対象とする。ただし、日本選手権、全国中学生大会へ出場するものは年少者であっても賛助会員 A とする

5. 問合せ先

京都府カヌー協会 登録担当 坂東美紀

Tel 090-2119-9795 email canoe.kyoto@gmail.com